

## ○青梅市空家等対策の推進に関する規則

令和 4 年12月28日規則第33号

## 青梅市空家等対策の推進に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）および青梅市空家等対策の推進に関する条例（令和 4 年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、法および条例において使用する用語の例による。

(空家等にかかる立入調査等)

第 3 条 法第 9 条第 3 項の規定により行う通知は、立入調査実施通知書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 法第 9 条第 4 項の規定により携帯する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第 2 号）とする。

(特定空家等の認定)

第 4 条 条例第12条第 1 項の規定により特定空家等の認定を行ったときは、特定空家等認定通知書（様式第 3 号）により当該認定にかかる特定空家等の所有者等に通知するものとする。

2 条例第12条第 2 項に規定する規則で定める基準は、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)（平成27年 5 月26日付け国住備第62号国土交通省住宅局長・総行地第76号総務省大臣官房地域力創造審議官通知）の示す基準の例によるものとする。

(特定空家等にかかる助言・指導)

第 5 条 法第14条第 1 項の規定により行う助言または指導は、助言・指導書（様式第 4 号）により行うものとする。

(意見を述べる機会の手続)

第 6 条 条例第13条第 2 項の規定による意見を述べる（以下「弁明」という。）機会の付与は、青梅市長（以下「市長」という。）が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出することにより行うものとする。ただし、市長が弁明を口頭であることを認めた場合には、青梅市聴聞および弁明の機会の付与に関する規則（平成 8 年規則第12号）第18条から第20条までの規定を準用するものとする。

- 2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。
- 3 市長は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、勧告の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（１） 予定される勧告の内容および根拠となる法または条例の条項

（２） 勧告の原因となる事実

（３） 弁明書の提出先および提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨ならびに出頭すべき日時および場所）

- 4 前項の規定による通知は、特定空家等措置勧告事前通知書（様式第5号）により行うものとする。

（弁明に関する代理人）

第7条 前条第3項の規定による通知を受けた者は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者のために、弁明に関する一切の行為をすることができる。

- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を市長に届け出なければならない。

（特定空家等にかかる勧告）

第8条 法第14条第2項の規定により行う勧告は、特定空家等措置勧告書（様式第6号）により行うものとする。

（特定空家等への命令にかかる事前の通知等）

第9条 法第14条第4項の規定により行う通知は、特定空家等措置命令事前通知書（様式第7号）により行うものとする。

- 2 法第14条第5項の規定により行う請求は、意見聴取請求書（様式第8号）により行うものとする。

- 3 法第14条第7項の規定により行う通知は、意見聴取実施通知書（様式第9号）により行うものとする。

（特定空家等にかかる命令）

第10条 法第14条第3項の規定により行う命令は、特定空家等措置命令書（様式第10号）により行うものとする。

- 2 法第14条第11項の規定により行う命令の公示は、標識（様式第11号）により行うものとする。

(公表の方法)

第11条 条例第14条に規定する公表の方法は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 青梅市公告式条例（平成26年条例第29号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示
- (2) 市公式ホームページへの掲載
- (3) その他市長が必要と認める方法

(特定空家等の認定解除)

第12条 市長は、条例第12条第1項の規定により認定した特定空家等について、当該特定空家等の所有者等が、助言もしくは指導、勧告または命令にかかる措置を実施したことが確認できたときは、特定空家等認定解除通知書（様式第12号）により、当該特定空家等の所有者等に認定を解除する旨、通知するものとする。

(特定空家等にかかる代執行等)

第13条 法第14条第9項の規定により代執行を行う場合における次の各号に掲げる文書は、当該各号に定める様式とする。

- (1) 行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項に規定する戒告にかかる文書 戒告書（様式第13号）
- (2) 行政代執行法第3条第2項に規定する代執行令書 代執行令書（様式第14号）
- (3) 行政代執行法第4条に規定する証票 執行責任者証（様式第15号）

2 代執行を行うために現場に派遣される執行責任者は、前項第3号の執行責任者証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 代執行を行った場合における行政代執行法第5条に規定する義務者に対する費用の納付の命令は、納期日を定めた上で、代執行費用納付命令書（様式第16号）により行うものとする。

4 法第14条第10項の規定による措置（以下「略式代執行」という。）を行った場合において、当該措置を命ぜられるべき者が後で判明したときは、その時点でその者に対し、当該略式代執行に要した費用の納付を命じることができる。

5 略式代執行を行う場合は、第2項の規定を準用する。

(緊急安全措置)

第14条 条例第15条第2項の規定により携帯する身分を示す証明書は、緊急安全措置等実施者証（様式第17号）とする。

2 条例第15条第3項に規定する公示の方法は、法第14条第11項の規定による国土交通省令・総務省令で定める方法を準用するものとする。

3 緊急安全措置を行った場合における条例第15条第3項の規定により行う通知および同条第4項の規定により行う費用の納付の命令は、納期日を定めた上で、緊急安全措置実施通知書兼措置費用納付命令書（様式第18号）により行うものとする。

（軽微な措置）

第15条 条例第16条第1項の規定による規則に定める軽微な措置は、次に掲げるものとする。

- （1） 施錠の確認または開放されている扉、窓もしくは門扉の閉鎖
- （2） 敷地外にある飛散物等の移動
- （3） 敷地外への飛散のおそれのある剥離した建築材等の移動
- （4） 立入りが禁止であることの表示または近寄ることが危険であることの注意喚起の表示
- （5） 前4号に掲げるもののほか、これらと同程度と市長が認める措置

2 条例第16条第2項の規定により行う身分の証明は、前条第1項の規定を準用するものとする。

（青梅市空家等対策審議会の組織および運営）

第16条 条例第18条第5項に規定する青梅市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）に関し規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- （2） 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- （3） 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- （4） 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長および副会長が選任される前の会議については、市長が招集する。
- （5） 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- （6） 会長は、会議の議長になる。
- （7） 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- （8） 第4号の規定にかかわらず、会長は、必要と認めるときは、オンライン会議（映像および音声の送受信により、委員の間で同時かつ双方向に対話することができるシステムを利用した会議をいう。以下同じ。）を行い、または書面による審議を発議することができる。この場合において、オンライン会議への出席および書面による審議への参加を第5号の出席とみなし、書面による審議にかかる可否は書面によるものとする。

(9) 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(10) 審議会の庶務は、住宅担当課において処理する。

(11) 前各号に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。